

○ 寄附財産等をやむを得ない事情により使用開始できない場合（寄附を受けた公益法人等用）（「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』記載のしかた」の公益法人等用6ページ、公益信託用6ページ参照）

様式ID NTA1VNZ270010010

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書
（寄附を受けた公益法人等用）

受贈法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

令和 8 年 ○月 ○日 提出 国税庁長官					提出先 F01	□□□□	税務署長
届出者（公益法人等（共同受託の場合は、主宰受託者））							
郵便番号 F05	***-***	住所又は所在地 F06	東京都○○区××2丁目□				
氏名又は名称 (カナ) F03	シャイフクホウジン ****	代表者氏名 (カナ) H06	****	****	電話番号 F07	03	1111 - XXXX
氏名又は名称 F04	社会福祉法人 ○○○○	代表者氏名 H07	○ ○ ○ ○	連絡先氏名	○ ○ □ □		
公益信託の名称						業種又は職業	

特定贈与等を受けた財産等の寄附者

住所	(寄附時の住所 下記と同じ) 〒 ***-**** 東京都○○区××3丁目4		
電話番号	(電話番号 03 - 0000 - XXXX)		
フリガナ	***	***	各年月日は予定で差し支えありませんので、必ず記載してください。
氏名	● ● ● ●		

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合 (令和 8 年 ○月 ○日現在)
① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
(有)・無	7・□・○	7・△・△	7・△・□	8・□・○	500,000 千円

建築請負業者に関する事項	所在地	東京都●●区□□1番1号		
	名称	○○建設株式会社	電話番号	03 - 2222 - XXXX

建築資金の調達方法等	調達（予定）年月日	調達（予定）方法	金額（予定）	調達（予定）先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	7・□・○	借入・寄附・自己資金	100,000 千円		
	8・□・△	借入(寄附)自己資金	250,000	東京都補助金	なし
	8・□・○	(借入)寄附・自己資金	150,000	○○銀行△△支店	なし
・	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合
〔使用開始されていない理由を具体的に記入します。〕

2) やむを得ない事情により租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合 (令和 年 月 日現在)

〔やむを得ない事情により財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。〕

使用開始されていない理由が「建物の建築のため」以外のときは、この欄にその理由の詳細を記載してください。	使用開始予定年月日	令和 年 月 日
	備考	

イ 使用区分

この届出書は、上記1の(1)及び(4)から(11)までの特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの特例の「1年を経過する日」までに公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたときに使用します（受贈法人等などが提出します。）。

ロ 記載要領

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。なお、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（その公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。

※ 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、「住所又は所在地」欄に納税地を記載し、欄外に住所を記載してください。

ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)①の「請負契約金額」欄	「建築資金の調達方法等」の「金額（予定）」欄の金額の合計額を超える金額になっていませんか。	<input type="checkbox"/>
2	「(2)やむを得ない事情により租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合」欄	措法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等を、譲渡等の日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することが困難であるやむを得ない事情に該当するものか判断できる程度の具体的な内容が記載されていますか。 「使用開始予定年月日」欄には、具体的な計画に基づく日付が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

ニ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合	建築請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
2		建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）	<input type="checkbox"/>
3		建築工事のスケジュール表	<input type="checkbox"/>
4		建築する建物の利用状況が分かる平面図	<input type="checkbox"/>
5		① 財産等が次の②以外のものである場合 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会等の議事録の写しや入札結果が分かる書類など） ② 財産等が公益信託の信託財産とするための寄附に係るものである場合 建築業者の選定経緯が分かる書類（信託行為において入札について権限を有する者のその入札の決定（その入札の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類の写しや入札結果が分かる書類など）	<input type="checkbox"/>
6		建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（注）	<input type="checkbox"/>
7	やむを得ない事情により寄附があった日から1年以内に使用できない場合	やむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等	<input type="checkbox"/>

(注) 建築完了後に提出してください。

ホ 提出部数

届出書及び添付書類は、それぞれ3部提出していただくようお願いします。